

## (研究ノート)

# IFRS (国際財務会計基準) の今後

## The Future of International Financial Reporting Standards

佐藤 孝\*

Takashi SATO

### 1 はじめに

企業の成長戦略や国際競争力等を左右し、ひいては我々の生活にも大きな影響を及ぼす会計基準が今大きく揺れている。会計基準とは、企業の会計処理に関する基本的なルールであって、求められる水準は当然ながら企業の規模やレベルによって異なってくる。ここで対象とするのは、株式市場に上場し、ひろく海外展開を進めているような大企業の拠るべき会計基準である。

こうした大企業用の会計基準として、ヨーロッパ生まれの国際財務会計基準 (= International Financial Reporting Standards 以下、IFRSと記載) が単一の高品質な会計基準ということで世界的に普及してきている。我が国においても一時はIFRSでなければ会計ではない、バスに乗り遅れてはいけないという風潮のもと、数年以内に強制適用とのブームが巻き起こった。

しかし、当初IFRS採用に意欲を示していた米国の勢いに陰りが見えてきたこと、またその後の情勢の変化等から、我が国でも2011年6月には自見金融担当大臣が「2015年3月期からの強制適用」を否定するに至った。

そこでIFRSの採用状況等の現状を確認し、今後の見とおし等について考察するものである。

### 2 国際財務会計基準 (=IFRS) とは

国際財務会計基準は、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board 以下、IASBと記載) により策定された会計基準であ

る。IASBは、2001年 (平成13年) 4月に国際会計基準委員会 (IASC) を組織改編する形で、国際会計基準委員会財団により設立された、ロンドンに本拠を置く民間非営利の会計基準設定機関である。

IASBの前身のIASC時代に作られた会計基準は国際会計基準 (International Accounting Standards以下、IASと記載) とよばれ、IASBに継承され、一部は現在も有効である。IASとIFRSとをまとめてIFRSと総称することがある。またIFRSを国際会計基準ということもある。IFRSは、環境の変化に応じて今後も見直し・改定が継続されることとなっている。従って本稿執筆時に入手できたIFRSが本稿刊行時には改訂されている可能性があることを申し添える。

1973年発足のIASCは、各国の会計士の参加による民間団体であり、ここで作成された会計基準は当然ながら強制力を持つものではなかった。しかし2005年に欧州連合 (EU) がEU域内上場企業の連結財務諸表にIFRSの適用を義務付け、域外上場企業にも「IFRS又はこれと同等の会計基準」の適用を義務付けたことからIFRSは強制力を持つこととなった。IFRSを自国の基準として採用する「アドプション」を表明する国も増加している。

### 3 IFRSの採用方式および方針

我が国や米国では、自国基準を保持しながら、自国基準とIFRSとの差異を縮小することによってIFRSと同様な会計基準を採用しようとする「コンバージェンス」が検討されてきた。

\*長野大学非常勤講師

### (1) 米国の状況

米国は、米国財務会計基準審議会 (FASB) とIASBが共同で「コンバージェンス」を進めてきた。同時に、米国証券取引委員会 (SEC) は、IFRSの早期任意適用のオプションを撤回し、米国基準にIFRSを組込む方法の1つとして、IASBが公表する新基準については一つ一つ検討して修正・削除を行い、既存の差異のある基準については、従来のコンバージェンスとは異なり、5~7年かけて米国基準にIFRSを組込む方法 (エンドースメント) を公表した。しかしその後、SECによる具体的な政策決定は行われていない<sup>1)</sup>。

### (2) 日本の状況

日本においても、企業会計基準委員会 (ASBJ) がIASBと共同で「コンバージェンス」プロジェクトを進めてきたが、米国の動向を受け、IFRSの採用に向けた議論が活発となった。企業会計審議会・企画調整部会は2009年6月に「我が国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告)」を公表した (以下、「中間報告」と記載)。その骨子は、IFRSの任意適用については、2010年3月期の年度財務諸表から認め、強制適用については2012年を判断の目途とするものであった。適用するとすれば準備期間を考慮して2015年又は2016年からとなるであろうとの認識であった<sup>2)</sup>。

中間報告以降IFRSに対する理解が進み、特に製造業にとって最適な会計基準といえるのかという疑問が呈された。産業界からはIFRS強制適用の再検討を求める要望書<sup>3)</sup> (以下、「再検討要望書」と記載) が提出された。また米国やインドでもIFRS採用に関する慎重姿勢への転換がみられる等、我が国内外で大きな環境の変化が生じた。これを受け、2011年6月に、当時の金融担当大臣が、中間報告を見直す発言を行った。

その内容は、『きょうは「IFRS (国際会計基準) に関する検討について」と書いてあるペーパーを、今お手元にお配りしていると思いますけれども、このところマスコミも色々取り上げていただいておりますが、この際、金融を預かる担当の責任者として、考えをまとめさせていただきましたので、発表させていただきます。……3番目でございますが、一部で早ければ2015年3月期、すなわち2014年度にもIFRSの強制適用を行うのではないかと喧伝されて

いるやに聞くわけでございますが、少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておりません。また、仮に強制適用をする場合でも、その決定から5 (年) ないし7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、……このことは、私の権限でできますけれども、官房長官とも話をし、官房長官からも理解を得ておりまして、今日は閣僚懇でもこのことを簡単に、会計基準というのは小さいような話でも、やっぱり雇用の問題、経済の活性化だとか、そういったことで大きな影響力があるわけでございますから、一応簡単に閣僚懇でも申し上げておりました。異議は、何もほかの大臣から出ませんでしたから、ご理解をさせていただけたというふうに認識をいたしております。以上でございます。』というものであった<sup>4)</sup>。

このようにIFRSの強制適用については十分に検討を行うことが必要とされ、2012年7月にIFRSへの対応のあり方についてのこれまでの議論 (中間的論点整理)<sup>5)</sup> が公表された。その骨子は、任意適用の積上げを図りつつ、IFRS適用のあり方について、その目的や日本の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し、最適な対応を検討すべきであるというものである。また、IFRSの開発においては、国際的な連携も念頭に置きつつ、積極的に貢献するとともに、日本としての考え方については的確に意見発信していくことが強調されている。

## 4 我が国の会計基準

我が国では、企業や企業グループの財務諸表作成のための基準として企業会計審議会や企業会計基準委員会から多くの原則、注解、意見書、運用指針等が発表されており、また連結、中間、四半期それぞれの財務諸表規則、会社計算規則等の法令も制定されている。

確かに日本の会計基準にはかつては欠点もあり、1999年3月期以降数年間の英文財務諸表に関し、俗にいうレジェンド問題 (※) が発生している。

※ 1990年代末期の北海道拓殖銀行、山一証券の破綻が背景にあるといわれているが、このころ日本の会計基準・監査への信頼性が欧米で問題とされた。日本基準で作成され監査を受けた財務諸表を英文で表現した場合、海外の利用者が (優れた) IASや米国基準で作成されたものと誤認しないように、「財務諸表が日本の会計基準で作成され、日本の監査基準に準拠して監査

を受けている旨 (=Legend clause=注意書き、説明) を明記せよ」というものである。

欧米は、我が国の会計基準・監査基準を一段低いものと見下したわけであるが、欧米の会計・監査基準および実務が特段に優れていたわけではなかったことは2001年のエンロン事件、2002年のワールドコム事件という大きな粉飾事件の発生で明らかである。

このレジェンド問題は2004年3月期から解消し、2008年には欧州連合 (EU) の欧州委員会により、日本の会計基準は米国会計基準と同様にEUの国際会計基準と同等である旨の評価・決定を得ている。

## 5 IFRSへの疑問点

### (1) 不確実性

IFRSは、従来事実に基づいて作成されてきた財務諸表に、将来の予測、評価といった不確実な要素を大幅に取り込んでいる。投資意思決定に必要な将来予測は投資家自身が自分のリスク負担ですべきことではないだろうか<sup>6)</sup>。企業が今後10年間というような長期にわたるキャッシュ流入額を予測し、それを計算によって現在価値に割引いたとしてもその結果の信頼性が保証されるわけではない。事業が計画どおりいけばこれだけのキャッシュが流入する、金利何パーセントと仮定すれば将来流入キャッシュの現在価値はこうなる、と言えるだけである。監査を担当する会計士は、予測が大きく外れた場合に備えて、「監査実施時に入手可能なデータはすべて検討し、監査基準を順守して監査を実施した」ことを証明できる書類を作成しなければならない。筆者の経験からも、この書類作成のための時間は相当なものである。

### (2) 各国の個別事情の軽視

日本の会計基準は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したもの……<sup>7)</sup> が出発点になっている。その後の経済活動の発展に伴い、経済的つながりの深かった米国の会計基準の影響を受けつつ、改良を積み重ねたもので、わが国の商慣習や労使関係や国民性とも馴染んでいる。企業活動はそれぞれの国の経済や文化を背景に有しており、従ってこうした背景は企業活動を処理する会計基準にも反映される。世界中のすべての企業の活動実態を適切に表現できる単一の標準的会計基準など人工的に

作れるものではないだろう。

IFRSはヨーロッパ生まれ (リード役は英国) の会計基準であり、根底にあるのはヨーロッパ的文化であり経済であり価値観である。IFRSがうまく適合するのはやはりヨーロッパの企業、それもよく言われるように企業をモノのように売買して利益を稼ぐような、時価評価が重視される金融業であろう。

企業の長期的な発展による配当や株価値上がりによる利益を目指すのではなく、手取り早く企業の売買で利益を稼ぐことを重視する投資家にとって重要なのは、企業の資産・負債の時価評価額であり、各国民の価値観、文化、商慣習、法体系、労使関係、経営理念等を考慮した収益や費用の認識あるいは測定といったことではない。

### (3) IFRSの悪影響

以下この項で述べることは、IFRSのマイナス面ということではなく、IFRS以前に我が国でも適用が進んでいる時価会計、減損会計、税効果会計等のマイナス面である。しかしIFRSがそれを受け継いでいるのでIFRSのマイナス面として述べていくこととする。

企業間あるいは企業と銀行間の株式の持ち合いは、ぬるま湯経営の元凶のようにとらえる見方もあったが、安定株主の下で長期的視野に立った経営をすることができた。IFRS (時価会計) は、こうした持ち合い株をも時価評価することを求めるので、株価の下落場面では株式の含み損の発生、自己資本比率の低下、財務数値の悪化による融資面での支障に繋がることになる。金融機関、事業会社ともに評価損のリスク回避のため持ち合い株式を売却せざるを得なくなった。売却株の受け皿となった外国人株主は短期利益志向であり、安定株主や安定した取引関係を背景とする長期的な視野に立った日本的経営は崩壊してしまったのである。

またIFRS (減損会計) は各店舗・工場といった個別単位での収益性を重視し、収益性が低ければその個別単位毎に投下資本の評価切下げを求める。赤字店を抱えつつ会社全体としての収益を高めるといって経営ができない。如何に存在意義があるが赤字店は切らざるを得なくなるのである。短期的あるいは部分的には赤字でも、長期的あるいは全体として利益をあげるという思考はわが国に根付いていた優れた経営感覚だがIFRSの下では切り捨てられてしま

う。

のれんに関する減損処理も疑問である。IFRSは、我が国基準のような規則的な償却ではなく、価値の下落が認められた時にその下落分だけ減損処理をすることを求めている。しかし、のれんの価値の減少額をどのように測定するのだろうか。売上やキャッシュフローの変動だけでは、のれんの価値が減少したとは断定できないだろう。のれんの中身が企業に対する好感度、商品への信頼等であるならば、コストと時間をかけて大規模なアンケートでも実施して、企業に対する消費者の意識を調査する等しなければなるまい。企業に大きな負担を強いることになる。会計が企業の活力をそぐことになり本末転倒である。

少々難解な内容になるが税効果会計のもたらす影響も軽視できない。

現行の企業会計上、損失は早めの計上が健全な会計処理とされている。しかし税務会計は不確実な損失、例えば「貸倒れ見込み損失」の計上を認めないから、企業会計と税務会計とで利益が異なることがある。損益計算書には、税務会計上の多めの利益に基づいて計算した法人税等の金額（以下、法人税と記載）を載せるので、利益に比べて多めの法人税が計上されることになる。しかし翌期に貸倒れが発生すれば税務会計上も損失となるので、貸倒れに対応する分の法人税が少なくなる。2期間まとめれば企業会計も税務会計も法人税は等しくなるのである。つまり今期、法人税の一部を前払いしたのと変わらない。

この前払税金分を繰延税金資産として、現実に貸倒れとなる年度まで繰り越していくのである。極めて重要なことであるが、この前払分が資産としての価値があるのは、将来の法人税を減額する効果があるからである。貸倒れが現実のものとなった年度に赤字では法人税は発生しないから、前払分を差し引くべき法人税がそもそも存在しないのである。繰延税金資産の使いようがないので資産としての価値もないことになる。

従って今後黒字を出せる見込みがなく、法人税を節約できる可能性がなくなれば、この繰延税金資産は取り崩さなければならない。資産の消滅は損失の発生を意味し、いったん赤字経営に陥ると繰延税金資産の取り崩し損失が加算され、赤字幅が増幅されてしまうのである。

このように減損会計や税効果会計は、経営者に

とって赤字決算を避けようとする強い圧力となる。赤字決算を避ける最も手取り早い方法は費用の削減、それも固定費の削減である。一般企業にとって最大の固定費は人件費であり、人件費の削減、具体的には正社員から派遣社員等への切り替えが進められてきた。

ある調査によれば200年を超える長寿企業数が、日本は3000社強で1位、以下ドイツが1500社強、フランスおよび英国が300社台と続く。1000年を超える長寿企業が我が国には寺社仏閣建築業の「金剛組」はじめ7社存在するということ<sup>8)</sup>だが、これは世界に誇れることだ。

こうした老舗企業は勿論のこと、それ以外にも多くの日本企業は、暴利を求めず従業員を大事にし、地域や取引先との良好な関係を築いて企業の存続・安定成長を図るといった優れた経営をしてきたのである<sup>9)</sup>。しかし利益の配当を強く望む外国人株主の増加に加え、IFRSの強制適用ともなればさらに短期志向の経営へと駆り立てられてしまうことは明らかである。

#### (4) IFRSの推進者

IFRSに準拠して作成された、企業の売却価額を示すような財務諸表は、企業の成長を第一義に考えるファンドや基金にとっては参考資料にはなっても十分な情報ではないだろう。彼らは自らの投資勘なり独自の情報を加味し加工して意思決定をしているものと考えられる<sup>9)</sup>。

IFRSが、推進派の言うように高品質で有効な会計基準ならば、すでにそれを採用しているEUでは企業情報は適切に算出・開示され、投資家はその情報に基づいて適切な投資をし、理想的な資金配分により経済も順調に推移しそうなものだ。そして国民は大いにその利益を享受できるようになるはずだ。しかし直近5年間のユーロ圏、英国の経済成長率をみても、日本、米国、カナダ等のそれと比較して特に高いわけではない。むしろ低いといったほうが正しい(表1)。再検討要望書にもあるように、IFRSが真に高品質で有用性の高い会計基準ならば、公権力を用いて強制適用などする必要はない。企業は自発的に採用するからである。

表1 世界各国の成長率（2015年）

	2010-2015 成長率
米国	2.0%
ユーロ圏	1.6%
日本	1.9%
英国	2.5%
カナダ	2.7%
その他先進国	4.0%
中国	9.8%
インド	8.2%
ロシア	4.1%
ブラジル	4.3%
ASEAN5	5.8%
中東アフリカ	4.9%
その他新興国・途上国	5.5%
合計・平均	4.5%

出典『資料：IMF「World Economic Outlook, April 2010」から作成』から筆者が作成（IMF推計値を含む）

IFRSの作成、普及活動には多額のコストがかかっているはずだが、ファンドや基金が本当にIFRSの普及を待ち望んでいるのであれば、彼らに応分の負担を求めることも考えられる。しかし、IASB（IFRS財団）の財務基盤については、資金面での最大の拠出者は一貫して米国であり、米国割当分は大手会計事務所に依存しており、逆に投資家のIASBおよびIFRS財団への参加、会計基準設定プロセスへの関与は殆どないということである<sup>9)</sup>。

ファンドや基金には、企業の長期的発展を望むものもあれば、手っ取り早く企業の売買から利益を上げようとするものもある。後者にとっては、企業が長期的に成長するかどうかは関心事ではなく、企業の資産はもとより負債までも時価評価することを求めるIFRSは極めて好都合な会計基準であることは疑いがない<sup>10)</sup>。

## 6 我が国におけるIFRS採用状況

### (1) IFRSに対する政府の方針

2011年6月の金融担当大臣の慎重発言以後、政府の方針として2013年6月の「IFRSへの対応のあり方に関する当面の方針（以下、「当面の方針」と記載）」<sup>11)</sup>では、IFRSの任意適用の積み上げを図る重要性が、また2014年6月の「日本再興戦略」<sup>12)</sup>ではIFRS

の任意適用企業拡大促進が明記された。

さらに、企業が発表する決算短信にIFRS採用の予定等を記載させる<sup>13)</sup>こととなったが、企業にとってはプレッシャーのはずである。こうした動きを見ると、政府はIFRSの強制適用には慎重だが任意採用については推奨する方向を明確にしたといえる。

### (2) IFRS採用企業数の推移

我が国でのIFRS適用状況を調査した「IFRS適用レポート」（以下、「適用レポート」と記載）が2015年4月に金融庁から公表された。適用レポートはIFRSの任意適用を決定した理由、移行前に想定していたメリット、移行プロセス、社内体制、移行コスト、監査対応、人材育成、移行後のメリット・デメリット、IASBや金融庁に対する要望等を企業に対して主としてアンケート方式で調査し、取りまとめたものである。

適用レポートによれば、IFRS任意適用第1号の日本電波工業株式会社を初めとして、その後2012年7月には7社、2013年6月には20社、2014年6月には44社と増加し、2015年3月末時点では採用予定企業も含めて73社となっている。

### (3) IFRS採用企業に見られる特徴

適用レポートの業種別IFRS採用状況をみると、医薬品業種のIFRS採用率がとびぬけて高く、医薬品業種62社中10社で採用しており採用率16%となっている。上位10業種の数値を以下に示す（表2）。

表2 業種別 IFRS採用率

業 種	上場企業 (社)	IFRS採用 企業(社)	IFRS採用 率 (%)
医 薬 品	62	10	16.1%
石油・石炭	13	1	7.7%
その他金融	32	2	6.3%
ゴム製品	19	1	5.3%
輸送用機器	99	5	5.1%
電気機器	270	11	4.1%
硝子・土石	61	2	3.3%
非鉄金属	36	1	2.8%
卸 売 業	339	8	2.4%
化 学	216	5	2.3%

出典IFRS適用レポート（2015/4/15金融庁）より筆者が作成

そこで医薬品業種の企業の株主構成をみてみると、IFRS採用企業と不採用企業とで大きな特徴がみられた。すなわち「物言う株主」と言われる外国人株主の割合がIFRS採用企業は27%~75%であるのに対し(表3)、非採用企業では1%~28%であった(表4)。

ここで外国人株主の増加について検討してみたい。我が国企業が外国企業を100%子会社化するには当該

外国企業の株式を現金で購入する方法が考えられる。しかしこの方法だと我が国企業は多額の現金を調達しなければならない。そこで現金で外国企業の株式を購入するのではなく、我が国企業株式と外国企業株式とを交換する株式交換という手法をとることが多い。

我が国企業は、外国企業株主から外国企業株式を受け取り、同時に自社株式を交付するのである。外国企業株主(外国人株主)は我が国企業の株主となる。

表3 医薬品業界(IFRS採用企業)と外国人株主の関係

	◎ 武田薬品工業			◎ アステラス製薬		
発行済株式総数	7億8971万株	14/3期	15/3期	22億5982万株	14/3期	15/3期
資本金	635億円			1030億円		
国内株主上位1社	日本生命保険	6.7%	6.4%	日本マスター信託口	5.7%	5.5%
外国人株主		28.2%	32.4%		53.4%	52.6%
	◎ 小野薬品工業			◎ 第一三共		
発行済株式総数	1億1784万株	14/3期	15/3期	7億901万株	14/3期	15/3期
資本金	173億円			500億円		
国内株主上位1名	自己株口	10.0%	10.0%	日本マスター信託口	6.3%	6.1%
外国人株主		28.6%	27.2%		31.4%	27%
	◎ 中外製薬			◎ エーザイ		
発行済株式総数	5億5968万株	13/12期	14/12期	2億9656万株	14/3期	15/3期
資本金	729億円			449億円		
国内株主上位1社	日本マスター信託口	3.6%	3.2%	日本トラスティ信託口	6.2%	7.0%
外国人株主		75.4%	75.4%		23.0%	30.9%
	(予定) 参天製薬					
発行済株式総数	8259万株	14/3期	15/3期			
資本金	72億円					
国内株主上位1社	日本トラスティ信託口	6.6%	6.7%			
外国人株主		45.5%	44%			

◎ : IFRS採用企業  
 予定: IFRS採用予定企業  
 ◇ : IFRS非採用企業

出典: 会社四季報(東洋経済新報社 2014年秋号、2015年夏号)より筆者が作成

表4 医薬品業界(IFRS不採用企業)と外国人株主の関係

	◇ 大正製薬			◇ 大塚ホールディングス		
発行済株式総数	9013万株	14/3期	15/3期	5億5783万株	13/12期	14/12期
資本金	300億円			816億円		
国内株主上位1社	上原生命科学財団	14.3%	14.3%	創業家持株会	11.2%	11.2%
外国人株主		10.4%	10.1%		25.9%	28.0%
	◇ 持田製薬			◇ わかもと製薬		
発行済株式総数	2190万株	14/3期	15/3期	3483万株	14/3期	15/3期
資本金	72億円			33億円		
国内株主上位1社	持田医学振興財団	12.5%	13.0%	キッセイ薬品工業	10.8%	10.8%
外国人株主		9.9%	10.3%		1.3%	1.2%

出典: 会社四季報(東洋経済新報社 2014年秋号、2015年夏号)より筆者が作成

その結果、我国企業の外国人株主比率は高くなる。

また、総じて医薬品業界は業績が良く、外国人株主にとっては魅力的な投資対象である。金融ビッグバンで株式持合いの解消が進められ、都銀・地銀等による事業会社の株式保有は1998年度の約15%から2014年度の3.6%へと大きく低下した<sup>14)</sup>。都銀・地銀が手放した医薬品業界の株式の相当部分を外国人株主が代わって取得したこともこの業界の外国人株主比率を高めた要因の一つである。

こうして発言力を高めた配当重視の外国人株主が、経営者を短期利益志向に駆り立てるIFRSの採用を迫ったことが、医薬品業界の高いIFRS採用率の一因となったものと考えられる。会社数では卸売業（商社）や電気機器業にIFRS採用企業が多かったが、販路や生産拠点の拡大等の活発な海外展開活動が要因と考えられる。外国企業の買収、外国企業との合併で知られるソフトバンク、日本たばこ産業も外国人株主の割合が高く（35%～46%）、かつIFRS採用企業である（表5）。

#### (4) IFRS採用のその他の動機

M&A（企業合併・買収）の会計処理に係るIFRSと日本基準との相違も、IFRS採用の動機として大きく影響しているものと考えられる。

企業を高値で買収すると、買収価額と受け入れた資産の評価額との差額は「のれん」として計上することになる。日本基準ではこれを20年で償却しなければならないので、「のれん」が巨額であれば買収後の決算はその多額の償却費で每期赤字になってしまう。

これに対してIFRSでは「のれん」の償却を認めていない。毎会計年度末に「のれん」を評価して価値の下落があれば「減損処理」をすることになる。巨額の「のれん」の発生が見込まれる企業買収を予定

し、かつ買収後の赤字経営を避けたいのであればIFRSへ変更せざるを得ないことになる。

積極的な海外M&Aで知られるJTの財務諸表によれば、平成26年12月末時点で総資産4兆7千億円のうち「のれん」は何と1兆5千億円を占めているのである<sup>15)</sup>。適用レポートのアンケート回答結果では窺い知れない、JTのIFRS採用の大きな動機であったとみることができよう。

## 7 IFRSの行方

政府がIFRSの任意適用を認めてから6年が経過した現在、予定も含めて採用企業が73社という状況である。適用レポートに記載されたアンケート回答集計結果によれば、IFRS採用後のメリットの第一位に挙げられたのが① 経営管理への寄与（回答60社中27社）、第2位が② 比較可能性の向上（60社中12社）、第3位が③ 業績の適切な反映（60社中9社）、第4位が④ 海外投資家への説明の容易さ（60社中9社）となっている<sup>16)</sup>。この結果は、IFRS採用決定の理由あるいは採用前に予想したメリットに関する調査結果と順位・回答数にほとんど差がない<sup>17)</sup>。

ただ前述したように、IFRSにはマイナス面として企業の赤字を増幅させる作用が認められ、当然のようにIFRS採用企業はほとんどが黒字で、日本取引所の資料によれば66社中、IFRS適用年度の直前年度が赤字の企業は、日本電波工業、双日、そうせいグループ、住友理工の4社のみである。

IFRS採用前と後でメリットに関する評価・認識にほとんど差がないことから、各企業が事業内容や事業展開に照らして自社にとってのメリットを事前に十分に検討したうえでIFRSを採用していることが窺える。

しかし、黒字企業が認識するIFRSのメリットのすべてが全企業に当てはまるわけではないだろう。採

表5 JTおよびソフトバンクの外国人株主の比重

	◎ 日本たばこ産業 (JT)			◎ ソフトバンク		
	20億株	13/12期	14/12期	12億66万株	14/3期	15/3期
発行済株式総数	1000億円			2387億円		
資本金	財務大臣	33.3%	33.3%	孫正義	19.2%	19.2%
国内株主上位2社	自己株口	9.1%	9.1%	日本マスター信託口	4.8%	5.1%
外国人株主		35.1%	35%		46.1%	44.2%

出典：会社四季報（東洋経済新報社 2014年秋号、2015年夏号）より筆者が作成

用したい企業が採用すればよいのであって、すべての企業に強制適用すべき理由はない。政府も任意適用の拡大を図る方向のようである<sup>18)</sup>。

現在IASBは各国のさまざまな事情を反映すべく基準の見直しをしており、今後も見直しは継続される。見直しについては、基本的に大原則のみを定め、運用に関しては各国事情を反映すべく各国の事情に応じて柔軟にという方向で臨むということである。しかしながら、それでは金看板の「財務諸表の国際比較可能性の確保」が困難になるのではないかと、この疑問が生じてくる。

我が国でも最近IFRSをそのまま採用・適用するのではなく、その基準を個別に検討し必要な修正を加えたり場合によっては削除したりして自国に適したIFRS（以下、「エンドースメントIFRS」と記載）の策定の検討を進めている<sup>19)</sup>。このエンドースメントIFRS方式はEU各国でも採用されている方式である。

現在、日本の会社法や税法との絡みから親会社や国内子会社の個別財務諸表作成の際必要となる国内基準、純粋な国際基準（IFRS）、米国市場に上場する日本企業が準拠する米国基準、それにエンドースメントIFRSとあわせて4つの会計基準が存在している。

これに対しては、基準の乱立である、実効性が疑わしい、性格が不明確等の否定的な見方もあるが、一つの会計基準で世界中の上場企業の会計処理を統制することに無理がある以上、許容できるやり方であると考ええる。

すなわち、EUのIFRS関係者が理想的と考える、例外規定のない純粋なIFRSを一つ定め、それはそれでシンボリックな位置づけで置いておけばよい。この純粋なIFRSは有名無実化して形だけのものとなるかもしれない。このIFRSから本質的には外れないものの、自国の事情を織り込んで調整したエンドースメントIFRSを各国が持つということである。

減損会計、税効果会計、時価会計で我が国の国情に合わないままに適用が強制されている部分、例えばのれんの償却、工事進行基準、持ち合い株式の評価等に関する日本基準を純粋なIFRSに取り込ませることは現実的ではない。それよりも、エンドースメントIFRSにこれらをできる限り取り込んで我が国に適した基準を策定することが望ましい。IASBに名を持たせ、わが国は実を取るということを提案

したい。

さらに加えて、我が国の企業会計基準委員会は「修正国際基準」なる第5の会計基準を開発中である。そして例えば「のれん」の会計処理について、純粋IFRSが主張する減損一本やりではなく減価償却も許容するという選択肢を主張している。欧州財務報告諮問グループやイタリアの会計基準設定主体であるOICとの共同活動により「のれんの償却を再導入する」という見解への高い支持を国際的に得ているということである<sup>20)</sup>。

こうした動きを見ても、具体的にどのような形をとるにせよ各国がそれぞれ自国に適したIFRSをIASBに認めさせる方向に進むことは間違いないであろう。我が国に適さないIFRSが強制されることはないということに満足するのではなくさらに一歩進んで、エンドースメントIFRSあるいは修正国際基準において、国情に合わない部分の削除・変更に全力を挙げるべきであると考ええる。

## 注

- 1) 公認会計士協会「IASB・IFRSの基礎知識IFRSとは」日本公認会計士協会HP  
<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ifrs/basic/ifrs/index.html> (2015年9月10日)
- 2) 金融庁「我が国における国際会計基準の取り扱いについて（中間報告）（骨子）」金融庁HP  
<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090616-1/01.pdf> (2009年6月16日)
- 3) 新日鐵・トヨタ自動車等21社および日本商工会議所の連名「我が国のIFRS対応に関する要望書」金融庁HP  
[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyousiryou/soukai/20110630/07.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryou/soukai/20110630/07.pdf) (2011年5月25日)
- 4) 金融担当大臣「IFRS適用に関する検討について」金融庁HP  
<http://www.fsa.go.jp/common/conference/minister/2011a/20110621-1.html> 記者会見 (2011年6月21日)
- 5) 企業会計審議会「国際会計基準への対応のあり方についてのこれまでの議論」金融庁HP国際関連情報  
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120702-1/01>

- pdf (2012年7月2日)
- 6) 田中弘「会計学はどこで道を間違えたのか」税務経理協会 2013年3月31日 p.53、p.139、p.141、p.196
  - 7) 日本公認会計士協会「中間報告 企業会計原則の設定について1949年7月9日」『会計監査六法』日本公認会計士協会出版局 2010年3月30日 p.1130
  - 8) 久保田章市「百年企業 生き残るヒント」角川新書p.15、p.32～p.34
  - 9) 川西安喜「IFRSの組込みに関する米国SECのスタッフによる最終報告書」『会計監査ジャーナル2012年10月号』日本公認会計士協会 2012年10月1日 p.55、p.56
  - 10) 田中弘「会計学はどこで道を間違えたのか」税務経理協会 2013年3月31日 p.324～p.326
  - 11) 企業会計審議会・企画調整部会合同会議「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」金融庁HP報道発表資料  
<http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2/01.pdf> (2013年6月19日)
  - 12) 閣議資料「日本再興戦略 (未来への挑戦) 改訂2014」官邸HP  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2 JP.pdf> (P78) (2014年6月24日)
  - 13) 決算短信とは、上場企業が証券取引所の適時開示ルールに則り決算発表時に作成・提出する決算速報である。東証から上場会社に対し、2015年3月31日以後に終了する通期決算に係る決算短信で、会計基準の選択に関する基本的な考え方の開示が要請された。
  - 14) 日本取引所「投資部門別株式保有金額 (東証第一部・第二部・マザーズ・JASDAQ合計)」『株式分布状況調査』日本取引所HP  
<http://www.jpix.co.jp/markets/statistics-equities/examination/nlsgeu0000010nf-att/tse2014.xls> (2015年11月15日)
  - 15) 日本たばこ産業株式会社「日本たばこ産業株式会社 第30期 有価証券報告書」p.89
  - 16) 金融庁「IFRS適用レポート」金融庁HP  
<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150415-1/01.pdf> (2015年4月15日) p.66
  - 17) 金融庁「IFRS適用レポート」金融庁HP  
<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150415-1/01.pdf> (2015年4月15日) p.4
  - 18) 自由民主党 政務調査会「国際会計基準への対応についての提言」  
[https://www.iimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/pdf111\\_1.pdf](https://www.iimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf111_1.pdf) (2013年6月13日) p.6
  - 19) 企業会計審議会・企画調整部会合同会議「国際会計基準 (IFRS) への対応の在り方に関する当面の方針」金融庁HP報道発表資料  
<http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2/01.pdf> (2013年6月19日)
  - 20) 関口智和・大田実佐「のれんの会計処理をめぐる国際的な議論の動向について②」『会計監査ジャーナル 2015年10月号』日本公認会計士協会 2015年10月1日 p.51～p.54